

裁判員制度における保育サービス提供に関する要望書

2008年6月19日

日本弁護士連合会

裁判員制度の実施まで残り1年足らずとなったことから、多様な市民の良識を刑事裁判に反映させるとい同制度の本来の趣旨を実現するため、多くの市民が無理なく参加できる体制を早急に整える必要がある。特に保育サービスの提供は、保育中の者が裁判員になるために必要不可欠なものであるため、下記のとおり要望する。

記

第1 要望の趣旨

裁判員制度実施にあたっては、保育中の市民が特段の不利益を被ることなく裁判員に参加できるよう、国は、裁判員の選択に基づく多様な保育サービスを提供できるような制度を早急に整えるべきである。

第2 要望の理由

1 保育サービスの重要性

(1) 裁判員の構成と公平な裁判

裁判員制度は、重大な刑事裁判において、様々な知識・経験を持った市民が審理に参加することで市民の良識が反映された客観的かつ公平な裁判が行われ、それによって国民の司法に対する理解と信頼を深めるために導入された制度である。そのため、多様な知識や経験を持つ幅広い市民が審理に参加できるようにすることは、裁判員制度の命運を左右するほど重要となってくる。

幼児を保育中の市民は、比較的若い世代に属し、また女性の場合が多いが、これらの保育中の市民が裁判員として審理に参加する事が難しいとすれば、様々な知識・経験を持った市民の参加という裁判員制度の趣旨が生かされないことになる。特に、性犯罪、性暴力によって重大な結果を招いたような事件では、これまでもジェンダーバイアス（男女の役割について固定的な観念を持つこと）の存在が指摘されていることから、国民の司法に対する信頼を確保するためには、幼児を保育中の女性を含む多様な市民により構成された裁判員による審理が求められる。

(2) 裁判員の辞退事由と国の不利益軽減措置

裁判員の辞退事由は、客観的な辞退事由に該当する場合（裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第16条1項乃至7項）と、止むを得ない事由により裁判員等選任手続きの期日に出頭することが困難な場合（同条8項）とがある。

止むを得ない事由を定めた8項イ、ハ、ニの各号は、どの世代の市民にも起こ

り得ることであり、他者がその者に代わって何らかの措置を講じることが困難なものである。従って、これらの事由に該当する者の辞退を認めても裁判員の構成が多様性を欠くことはないし、代替性がないのであるから辞退もやむを得ない。一方、口号は「介護または養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族の介護又は養育を行う必要があること」とあり、上記各3号の場合と異なり、特定の世代の女性が対象となる可能性が高く、かつ、他者が何らかの代替措置を講じることが可能なものである。従って、辞退が増えると、特定の世代の女性の知識・経験が審理に反映されず、裁判員の高齢性を確保することが難しくなる。

裁判員制度が多様な知識経験を持つ幅広い市民の司法参加を目指す制度であることからすれば、国は上記の「介護又は養育を行う必要がある」特定の世代の特定の性別の市民が裁判員を辞退せずにすむような代替措置を講じ、すべての市民が等しく裁判員として参加できる体制を作る義務がある。

2 保育サービス提供にあたっての考え方

(1) 現況に対する危惧と方針転換の必要性

現在、最高裁判所では、厚生労働省・法務省と連携し、保育サービスの環境整備に努めている。その結果、2008年3月11日に厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課が「裁判員制度の円滑な施行に向けた保育サービス実施体制の確保について」と題する事務連絡を出している。しかし、その内容は、裁判員候補者が裁判所に保育についての問い合わせをした場合に、裁判所が裁判所所在地もしくは候補者の居住地の市町村の担当窓口及び連絡先を知らせるような地方裁判所と各市町村の連携体制整備に向けた協議、裁判員候補者の便宜のため、候補者の居住地以外の市町村の保育所でも保育を利用できる広域対応の検討、保育対応時間について、裁判員候補者及び裁判員（以下「裁判員」という。）の職務従事時間を考え、午後6時までは延長を可能とするように配慮を求める、一時保育サービスの利用者に対して、事前面接等の手続の簡素化を検討する、というものである。

しかし、このような内容では、保育サービスの問い合わせ・利用申込み・保育料の負担等はすべて裁判員自身の負担となることから、「介護又は養育を行う」特定の世代の特定の性別の市民が裁判員として参加することを希望しても、現実には裁判員になることが困難になる。特に、保育料の負担を裁判員自身に求めることは、裁判員制度が国民の義務とされていることから、一部の市民にのみ義務の遂行のための特別な出費を強いることになり、義務の公平性にも疑問がある。

また、実際の保育を考えると、保育対象児の年齢等によっては、保育所に預けるよりも自宅での保育を希望する市民や、保育ママの元での少人数の保育を望む市民もいる。保育サービスの実施にあたっては、このような保育の多様なあり方についても、配慮する必要がある。

(2) 具体的な考え方

保育サービスの提供にあたっては、現実に国が保育サービスを提供する方法と、当該裁判員が自ら保育サービスの手配をし、その費用を国が負担する方法とが考えられる。こうした保育サービスには、様々な種類がある。

当連合会としては、具体的に以下の3点の保育サービスを整え、裁判員自身がこのいずれかの制度を自由に選択でき、その費用は国が負担する仕組みを作ることとを要望する。

裁判所内保育施設の整備

最高裁判所では、各地方裁判所に保育所を設置することは現段階では考えていないという。しかし、本来は裁判所の中に裁判員のみならず広く裁判所ユーザーの利用も考えた保育所を常設することが理想であろう。

現在、2009年5月に実施される裁判員制度に備えて各裁判所の建物内では様々な設備の準備が行われている。こうした状況の中で、少なくとも裁判所の一角に多目的室のような部屋を設け、ニーズがあった際には民間を含めた保育士等の派遣を受けて保育室として利用できるよう準備をするべきである。

裁判所外保育施設の確保

最高裁判所・厚生労働省等の連携で検討が進められている広域保育を含む裁判所外の既存の保育施設による一時保育サービスの利用以外にも、民間の幼稚園や保育ママの利用も検討するべきである。

多くの自治体には保育所の不足や利用時間の制限等を補充する制度として、「保育ママ」の名称で保育士等を登録し、保育ママの自宅での家庭的な保育を提供する制度がある。2010年度からは保育ママの資格要件が緩和され、増員が見込まれている。そこで、幼児によっては多人数の中での保育に不安を感じる場合もあることから、裁判員からの希望があった場合にはこの制度も利用できるよう準備を整えるべきである。

費用負担による方法

裁判員によっては、裁判所所在地及び居住地以外の保育施設を希望したり、民間の保育士・ベビーシッター等による自宅内での保育を希望する場合もある。こうした事態には保育に要した経費を負担する方法も可能とすべきである。

裁判員として審理に参加することを希望する「介護又は養育を行う必要のある者」がその知識・経験を刑事裁判に反映させ、多様な市民による裁判の実現という裁判員制度の趣旨を全うするためにも、国は多様な保育サービスの提供を一刻も早く準備すべきである。

以上